

第3次山形村土地利用計画を次のように定める。

平成28年3月31日

山形村長 百瀬 久

山形村告示第205号

第3次山形村土地利用計画

1 計画の目的

第3次山形村土地利用計画は、農用地のスプロール化や土地の用途混在を防ぎ、生活環境と生産環境の調和を進め、村土の均衡ある発展を図ることを目的とします。

2 改定趣旨

第2次山形村土地利用計画の計画期間が平成27年度で終了するため、新たに土地利用計画を定め、これを第3次山形村土地利用計画とします。

3 計画期間

第3次山形村土地利用計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

4 計画の見直し時期

土地を公共の福祉の用に供する場合や真にやむを得ない合理的な理由があるときは、必要に応じて第3次山形村土地利用計画の見直しができるものとします。

5 用途区域

第3次山形村土地利用計画の用途区域は、住居系・公共系・業務系の三つの用途区域とします。(別紙：土地利用計画図)

6 計画の実効性確保

計画変更に関する手続きを定め、第3次山形村土地利用計画の実効性確保を図ります。